独立役員届出書

1．基本情報

会社名	株式会社ぐるなび		コード	2440
提出日	2022/6/17	異動（予定）日	2022/6/21	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会で取締役の選任議案があるためおよび「該当状況についての説明」を更新するため。			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	月原　紘一	社外取締役	○										△					有
2	佐藤　英彦	社外取締役	○													○		有
3	藤原　裕久	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
4	武田　和徳	社外取締役										○						
5	小野　由衣	社外取締役										○					新任	
6	南木　武輝	社外監査役	○													○		有
7	浅沼　唯明	社外監査役	○													○		有
8	石田　義雄	社外監査役	○										△				訂正・変更	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は、過去10年以内に三井住友カード株式会社の代表取締役を務めておりました。同社との間には、ETC利用料の支払に係る取引がありますが、取引金額が少額（年間10百万円未満とし、以下の記載について同じとします。）であり、独立性への影響はありません。	経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけること、また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した立場で社外取締役としての監督機能を適切に発揮することが期待できるため、社外取締役として選任すると同時に独立役員に指定しました。
2	該当なし	警察庁長官としての経験や弁護士としての経験、法務の専門的な知識を有し、コンプライアンスや組織運営の観点を当社の経営に活かしていただけること、また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した立場で社外取締役としての監督機能を適切に発揮することが期待できるため、社外取締役として選任すると同時に独立役員に指定しました。
3	同氏が取締役常務執行役員を務める東急株式会社との間で、当社が同社と共同で運営する訪日外国人向け観光情報提供サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」の売上及び運営費用の分配等に係る約62百万円の取引がありますが、サービスの共同運営者間の取引として一般的な内容であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性への影響はありません。	東急株式会社において財務戦略の立案・推進に従事した経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけること、また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した立場で社外取締役としての監督機能を適切に発揮することが期待できるため、社外取締役として選任すると同時に独立役員に指定しました。
4	同氏が副社長執行役員を務める楽天グループ株式会社は、当社の主要株主（自己株式を除く持株比率15.88%）であります。	該当なし
5	同氏が上級執行役員を務める楽天グループ株式会社は、当社の主要株主（自己株式を除く持株比率15.88%）であります。	該当なし
6	該当なし	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を社外監査役として当社の監査体制強化に活かし ていただけること、また、一般株主と利益相反 の生じるおそれはなく、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を社外監査役に選任すると同時に独立役員に指定しました。
7	該当なし	経営者としての豊富な経験と高い見識及び観光に関する豊富な知識と経験を有しており、専門家の視点から助言、提言をしていただけるこ と、また、一般株主と利益相反の生じるおそれ はなく、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を社外監査役に選任すると同時に独立役員に指定しました。なお同氏は過去において当社の子会社である株式会社ぐるなび総研においてアドバイザーを務めておりましたが、その報酬は当社における独立性の判断基準である年額10百万円を下回っており、独立性への影響はありません。
8	同氏は、過去10年以内に東日本旅客鉄道株式会社の取締役副会長を務めておりました。同社との間には、出向者人件費、プロモーション及びSuica電子マネーシステム利用料の支払に係る取引がありますが、取引金額が少額であり、独立性への影響はありません。	経営者としての豊富な経験と高い見識及び公共交通に関する豊富な知識と経験を有しているため、専門家の視点から助言、提言をしていただけること、また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を社外監査役に選任すると同時に独立役員に指定しました。

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。